

電気需給約款の変更について

平素は弊社の電力供給サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。2020 年 4 月 1 日より、以下のとおり電気需給約款（高圧・特別高圧）および電気需給約款（低圧）の変更を実施しますのでお知らせいたします。

記

■ 変更の対象となる電気需給約款

電気需給約款（高圧・特別高圧）：北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州 各エリア

電気需給約款（低圧）：北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州 各電力管内

■ 電気需給約款の変更内容について

平成 27 年 6 月に成立した「電気事業法等の一部の法律等を改正する法律（平成 27 年法律第 47 号）」に基づき、2020 年 4 月 1 日に一般送配電事業者の法的分離が行われることに伴い、形式的な変更を行っております。

変更後の電気需給約款については、以下にてご確認ください。

高圧・特別高圧 <https://power.idss.co.jp/terms/list.html>

低圧 <https://s-denki.com/kanto/terms/list.html>

■ 新旧対比表

高圧・特別高圧 例：東北電力管内

変更前	変更後
1. 対象となるお客様 この「電気需給約款（高圧・特別高圧）」（以下「この需給約款」といいます。）は、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様に対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。この需給約款は、東北電力株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。	1. 対象となるお客様 (1) 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介し、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様に対して、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この「電気需給約款（高圧・特別高圧）」（以下「この需給約款」といいます。）によります。 (2) この需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

低圧

例：東北電力管内

変更前	変更後
1. 適用 (1) 低圧で電気の供給を受けるお客様に対して、<u>当社が</u>電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（低圧）（以下「この需給約款」といいます。）によります。 (2) この需給約款は、<u>一般送配電事業者たる東北電力株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県をいいます。）</u>に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。	1. 適用 (1) <u>当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介し、</u>低圧で電気の供給を受けるお客様に対して、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（低圧）（以下「この需給約款」といいます。）によります。 (2) この需給約款は、<u>次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。</u> <u>青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県</u>

以 上